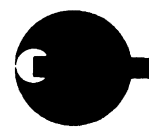


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○特定計量器の定期検査の実施(工業支援課)	一	○ふく処理師試験の実施(食品・生活安全課)	六
○道路の区域変更及び供用開始(道路維持課)	二	○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告(金融・商業振興課)	七
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	二	○右同	七
○土地区画整理法に基づく換地処分を行った旨の届出(都市計画課)	二	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	八
○道路の位置指定(建築課)	二	○右同	八
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定(障害福祉課)	二	○特定調達契約に係る落札者等の公示(医大・病院課)	八
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者からの事業所の変更等の届出(障害福祉課)	三	○右同(商工課)	八
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)	六	○(公安委員会告示)	八
		○警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施	九
		○警備員指導教育責任者講習(特例措置講習)の実施	九
		○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	一一

告示

奈良県告示第百五十四号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項自分のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。)の定期検査を次のとおり実施する。
平成十九年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

区	分区	区域	月日(曜日)	時	間場	場所
		葛城市	九月五日(水)	午前十時から 午後三時まで	運搬が困難な はかり	在場所
		河合町	九月十四日(金)			
		上牧町	九月十九日(水)	午前十時から 正午まで		
		王寺町	九月二十七日(木)	午前十時から 午後三時まで		

区	分区	区域	月日(曜日)	時	間場	場所
広陵町			十月三日(水)			
葛城市			九月三日(月)	午前十時から 正午まで	運搬が困難な はかり以外の 特定計量器	葛城市役所新庄庁舎
		河合町	九月四日(火)	午前十時から 正午まで		葛城市役所富麻庁舎
		河合町	九月十三日(木)	午前十時から 正午まで		河合町役場
		上牧町	九月十九日(水)	午後一時三十分から 午後三時まで		河合第二小学校
		王寺町	九月二十六日(水)	午前十時から 正午まで		中央公民館

広陵町		十月一日(火)		午後四時まで
		午前十時から	午後三時まで	広陵町役場
		正午まで	午後一時から	
		午後三時まで		

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター(奈良市柏木町二二九番地一)において行う。

奈良県告示第百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 奈良生駒線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
奈良市三条添川町二〇八			一五・五		

1		番六先から	前	一五七・〇
奈良市三条添川町二二六	後	一五・五	一六〇	
番五まで		二〇・五	一五七・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十九年七月二十七日

奈良県告示第百五十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
平成十九年七月二十七日

一 区域の名称

湯之原(口)地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
所在地及び標柱番号
吉野郡十津川村大字湯之原六二六番一 一 号
〃 〃 六二八番 二 号
〃 〃 六〇五番 三 号
〃 〃 六三番一 四 号

奈良県告示第百五十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第百三条第三項の規定により、近畿

日本鉄道株式会社から次のとおり(仮称)白庭駅前土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。
平成十九年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 換地処分の年月日
平成十九年七月六日
- 二 換地処分の内容

平成十九年七月三日付け奈良県指令第百二十七号をもって認可した換地計画のとおり

奈良県告示第百五十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十一條第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成十九年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所(平成十九年七月十日現在の地番による)
 - 五條市下之町六八番ノ六の一部
- 二 申請者氏名 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛
- 三 申請者住所 五條市田園二丁目二番地の一
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 二二・〇七六メートル
- 六 指定年月日 平成十九年七月二十日
- 七 指定番号 建一九一〇一 号

公 告

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は第三十二条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者を次のとおり指定しました。
平成十九年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業者の名	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 人宝山寺福祉事業団	生駒市元町二一四一八	仔鹿園相談支援センター	奈良市古市町一〇二	相談支援	平成十八年十二月十六日
有限会社 大和郡山今井 宅介護サービス隊	大和郡山今井町三二二	有限会社 宅介護サービス隊	大和郡山今井町三二二	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年七月十六日
特定非営利活動法人 地域活動支援センターぶろほの	生駒市西菜畑町一五二	テクノパークぶろほの	生駒市西菜畑町一五二	就労継続支援(B型)	平成十九年七月十六日
特定非営利活動法人 介護支援事業所たんぼ	磯城郡田原町黒田四七九一三	介護支援事業所たんぼ	磯城郡田原町黒田四七九一三	行動援護	平成十九年七月十六日

有限会社 檀原市石原田町	檀原市上中一八三	檀原市石原田町	檀原市上中一八三	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年七月十六日
有限会社 檀原市石原田町	檀原市上中一八三	檀原市石原田町	檀原市上中一八三	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年七月十六日

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者から次のとおり変更又は廃止した旨の届出がありました。

平成十九年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業者の名	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
特定非営利活動法人 遊歩の会	天理市柳本町一五七 柳本マンション(一〇五)	遊歩の会へ	天理市柳本町一五七 柳本マンション	居宅介護 重度訪問介護	平成十八年十月一日

有限会社 宅ケア17 センター幸福	天理市富堂町二一九一六	有限会社 宅ケア17 センター幸福	天理市富堂町二一九一六	居宅介護 重度訪問介護	平成十八年十月十六日
社会福祉法人 人萌	大和郡山小泉町七三	社会福祉法人 人萌	大和郡山小泉町七三	相談支援	平成十八年十月十日
社会福祉法人 人萌	大和郡山小泉町七三	社会福祉法人 人萌	大和郡山小泉町七三	相談支援	平成十八年十月十日
社会福祉法人 人萌	大和郡山小泉町七三	社会福祉法人 人萌	大和郡山小泉町七三	相談支援	平成十八年十月十日

有限会社ハ イティケア	奈良市神殿町三 八九一〇	訪問介護セ ンター「ハ イティケア ・光」	号	なら山産業 株式会社 七	奈良市佐保台三 一九〇二二	ばくのゆめ	（変更前） 奈良市般若寺 町二〇三 （変更後） 奈良市法蓮町 一九五一	居宅介護 重度訪問介 護	平成十九 年十一月一 日	有限会社川 西ウイング	橿原市中曽司 三八四一一	有限会社川 西ウイング	（変更前） 橿原市中曽司 町四二六二 一 （変更後） 橿原市中曽司 町三八四一 一	居宅介護 重度訪問介 護 相談支援	平成十八 年十一月 十五日	生駒郡三郷町 三室一六六 一四
社会福祉法 人青垣園	大和高田市藤森 八六一二	（変更前） 社会福祉法 人青垣園青 垣授産所 （変更後） 社会福祉法 人青垣園指	園	社会福祉法 人青垣園 八六一二	大和高田市藤森 八六一二	（変更前） 社会福祉法 人青垣園青 垣更生園 （変更後） 社会福祉法 人青垣園指 定障害者支 援施設青垣 園	（変更前） 高市郡高取町 丹生谷九九 一四 （変更後） 橿原市島屋町 二四一五エ スベランサ森 川一〇二号 室	居宅介護 重度訪問介 護	平成十九 年四月二 日	有限会社介 護のみき大 和高田店	大和高田市昭 和 町二一三三	（変更前） 有限会社介 護のみき高 市郡高取町 丹生谷九九 一四 （変更後） 橿原市島屋町 二四一五エ スベランサ森 川一〇二号 室	居宅介護 重度訪問介 護	平成十九 年四月二 日	有限会社介 護のみき大 和高田店	
社会福祉法 人青垣園	大和高田市藤森 八六一二	（変更前） 社会福祉法 人青垣園青 垣授産所 （変更後） 社会福祉法 人青垣園指	園	社会福祉法 人青垣園 八六一二	大和高田市藤森 八六一二	（変更前） 社会福祉法 人青垣園青 垣更生園 （変更後） 社会福祉法 人青垣園指 定障害者支 援施設青垣 園	（変更前） 高市郡高取町 丹生谷九九 一四 （変更後） 橿原市島屋町 二四一五エ スベランサ森 川一〇二号 室	居宅介護 重度訪問介 護	平成十九 年四月二 日	合同会社あ げみち	大和高田市片 塩 町四一八二〇 七	訪問介護ス テーション あげみち	（変更前） 北葛城郡広 陵 町平尾六六 五 一三 燦樹二 丁川A一〇 一 （変更後） 大和高田市 池 尻三三一一	居宅介護 重度訪問介 護 行動支援	平成十九 年五月一 日	（変更前） 高市郡高取町 丹生谷九九 一四 （変更後） 橿原市島屋町 二四一五エ スベランサ森 川一〇二号 室
社会福祉法 人ならやま 会	奈良市奈良阪町 二五三二三	短期入所わ かき	号	株式会社コ ムスン ムスン	東京都港区六本 木六一〇一一	株式会社コ ムスン奈良 ケアセンタ ー	（変更前） 奈良市大宮町 四一七五 一 五 森村ビル 三〇三三 号 （変更後） 奈良市白毫寺 町八三五一 一 大和純寺ビ ル一階一〇二 号	短期入所 重度訪問介 護	平成十九 年五月一 日	（変更前） 大和高田市 池 尻三三一一	（変更前） 大和高田市片 塩 町四一八二〇 七	訪問介護ス テーション あげみち	（変更前） 北葛城郡広 陵 町平尾六六 五 一三 燦樹二 丁川A一〇 一 （変更後） 大和高田市 池 尻三三一一	居宅介護 重度訪問介 護 行動支援	平成十九 年五月一 日	（変更前） 高市郡高取町 丹生谷九九 一四 （変更後） 橿原市島屋町 二四一五エ スベランサ森 川一〇二号 室

特定非営利活動法人	磯城郡田原本町 黒田四七九一三	介護支援事業所たんぼ	磯城郡田原本町(変更前)	居室介護 重度訪問介護	平成十九年六月一日
有限会社ゆりの会	生駒市北大和四一六一二	有限会社ゆりの会	生駒市高山町(変更前) 生駒市高山町(変更後) 八二二六	居室介護 重度訪問介護	平成十九年六月一日
有限会社介護サービスセンターあおぞら	生駒郡三郷町立野北二二七三 八一五	有限会社介護サービスセンターあおぞら	生駒郡三郷町立野南二二二 二二二六(変更後)	居室介護 重度訪問介護 行動援護	平成十九年六月一日
社会福祉法人ならやま会	奈良市奈良阪町二五三二一三	ホームヘルプステーションヨシノすもす	奈良市奈良阪町二五三二一三(変更前) 奈良市奈良阪町二四九(変更後)	居室介護 重度訪問介護 行動援護	平成十九年五月一日

社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	相談支援	平成十九年三月三日
社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	共同生活介護	平成十九年六月十日
社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	共同生活介護	平成十九年六月十日
社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	共同生活介護	平成十九年六月十日

社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	共同生活介護	平成十九年六月十日
社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	共同生活介護	平成十九年六月十日
社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	共同生活介護	平成十九年六月十日
社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	社会福祉法人すてつぼ	大和高田市磯野北町一	共同生活介護	平成十九年六月十日

者は、そのふくの処理に従事する施設の所在地又は住所を管轄する次に掲げる保健所の長へ提出してください。

受付場所	所在地	管轄区域
奈良県葛城保健所	大和高田市大中九八の四	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市及び北葛城郡
奈良県桜井保健所	桜井市粟殿一〇〇〇	橿原市、桜井市、宇陀市、高市郡、磯城郡及び宇陀郡
奈良県郡山保健所	大和郡山市植槻町三の一	大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡及び生駒郡
奈良県吉野保健所	吉野郡下市町新住一五の三	吉野郡吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、上北山村、下北山村、川上村及び東吉野村
奈良県内吉野保健所	五條市本町三の一〇一三	五條市並びに吉野郡野迫川村及び十津川村
奈良市保健所	奈良市西木辻町二〇〇の四六	奈良市

(二) 現に県内においてふくの処理に従事していない者であつて県内に住所を有していないものは、奈良県福祉部健康安全局食品・生活安全課(奈良市登大路町三〇番地)に提出してください。

3 提出方法

受験者が直接持参してください。

四 受験資格

条例第八条の規定による資格がある者

五 提出書類

- 1 受験願書 ふくの販売及びふく処理師に関する条例施行規則(昭和五十三年三月奈良県規則第五十二号)第五号様式によるもの
- 2 添付書類
- (一) 履歴書
- (二) 受験資格を証明する書類
- (三) 写真(出願前三月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・五センチメートルの無帽、かつ、正面上半身のもの)二枚

六 受験手数料

六千三百円(奈良県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください。)

七 受験票の交付等

- 1 受験願書を受理したときは、受験票を本人に交付します。
- 2 受験票のある者だけが、試験場に入ることができます。

八 合格発表

平成十九年十二月七日(金曜日)午前十時に県庁前掲示場及び受験願書を受け付けた保健所に合格者の受験番号を掲示するとともに、本人に通知します。

九 合格証の交付

合格者には、合格証を交付します。

十 その他

この試験についての問い合わせは、奈良県福祉部健康安全局食品・生活安全課、奈良県葛城保健所、奈良県桜井保健所、奈良県郡山保健所、奈良県吉野保健所、奈良県内吉野保健所及び奈良市保健所において受け付けます。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十二号)第八条第一項の規定により御所市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十九年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称(仮称) スーパーセンターオークワ御所店
所在地 御所市

二 御所市から聴取した意見の概要

店舗への流入・流出が交通の妨げにならないよう注意すること。
児童・生徒の登下校時の安全に十分に注意を払うこと。
青少年健全育成の観点から青少年のたまり場とならぬよう注意すること。
騒音・悪臭等が発生しないよう十分な対策を講ずること。
その他今後、地域住民等からの意見及び要望があれば誠意を持って対処すること。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

四 縦覧期間

平成十九年七月二十七日から同年八月二十七日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十二号)第八条第一項の規定により香芝市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十九年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三洋堂書店香芝店

所在地 香芝市別所二二二一他

二 香芝市から聴取した意見の概要

1 ガードマンを配置する等の安全対策をとり、付近道路上に乗客及び従業員自動車等を駐車させないよう建物管理者は指導すること。
尚、付近住民等からの乗客者の違法駐車に関わる苦情については、建物管理者にて対処すること。

2 事業系一般廃棄物については、市では収集しませんので次のどちらから処理してください。

香芝市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託

<p>事業者が自ら焼却場（美濃園）へ搬入</p> <p>3 付近住民からの苦情等に対しては、誠意を持って速やかに対処するとともに周辺の生活環境について十分な配慮を行うこと。</p> <p>三 縦覧場所 奈良商工労働部金融・商業振興課</p> <p>四 縦覧期間 平成十九年七月二十七日から同年八月二十七日まで</p> <p>五 縦覧時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。</p> <p>なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。</p> <p>平成十九年七月二十七日</p> <p>一 許可番号 奈良県知事 荒井正吾</p> <p>二 検査済証番号 平成十九年四月四日第七八一二五号</p> <p>三 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年七月十九日第六七二二号</p> <p>四 開発区域に含まれる地域 葛城市正田二八五番地</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和高田市蔵之宮町一〇番二八号 株式会社ウェブリーディング 代表取締役 清水正実</p>	<p>香芝市逢坂七丁目一九九番地及び二〇二番地ノ一の一部</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市住吉区帝塚山西二丁目一番三三号 米川和真</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。</p> <p>なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。</p> <p>平成十九年七月二十七日</p> <p>一 許可番号 奈良県知事 荒井正吾</p> <p>二 検査済証番号 平成十八年九月十九日高士第一八一九号 平成十九年六月二十九日高士第一八一九二号</p> <p>三 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年七月十二日高士第六八三三号</p> <p>四 開発区域に含まれる地域 香芝市旭ヶ丘二丁目四番地ノ二</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和郡山本町四九番地 伸陽興産 代表 金本英子</p> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。</p> <p>平成19年7月27日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p>	<p>一 許可番号 平成十九年六月十一日第八〇一四〇号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年七月二十日第六七三三三号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域</p> <p>一 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 奈良県立五條病院多目的TV装置の購入</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県福祉部健康安全局・病院課 奈良市登大路町30番地</p> <p>3 落札者を選定した日 平成19年7月10日</p>	<p>4 落札者の氏名及び住所 株式会社島津製作所 関西支社 大阪市北区芝田町1-1-4 阪急ターミナルビル14階</p> <p>5 落札金額 59,997,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。</p> <p>7 競争入札の公告を行った日 平成19年5月29日</p> <p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。</p> <p>平成19年7月27日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p> <p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 奈良県宮鏡輪場で使用する電気</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県宮鏡輪場総務課 奈良市秋篠町98</p> <p>3 落札者を選定した日 平成19年7月13日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 エネサーフ株式会社 滋賀県大津市月輪2丁目19番6号</p> <p>5 落札金額 40,314,298円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。</p> <p>7 競争入札の公告を行った日 平成19年5月29日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>公安委員会告示</p> </div> <p>奈良県公安委員会告示第79号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といふ。）第23条第1項に規定する規定を次のとおり実施するので、警備員等の規定等に関する規則（平成17年国</p>
---	--	--	--

公安委員会規則第20号。以下「検定期間」という。) 第7条の規定により公示する。
平成19年7月27日

奈良県公安委員会

委員長 永田 正利

1 検定に係る警備業務の種類、級、実施期日及び定員

警備業務の種類及び級	実施期日	定員
貴重品運搬警備業務2級	平成19年10月27日(土) 午前9時から午後5時まで	30名
貴重品運搬警備業務1級	平成19年11月24日(土) 午前9時から午後5時まで	30名
雑踏警備業務2級	平成19年12月1日(土) 午前9時から午後5時まで	30名
雑踏警備業務1級	平成19年12月22日(土) 午前9時から午後5時まで	30名

各検定とも集合時間は、午前8時30分とする。

2 実施場所

奈良県豊原市常本町120番地の3

奈良県警察本部交通部運転免許課 運転免許試験場

3 検定の内容

検定は、学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

4 検定対象者

(1) 貴重品運搬警備業務2級及び雑踏警備業務2級

奈良県内に住所を有する者又は奈良県内の営業所に所属する警備員

(2) 貴重品運搬警備業務1級及び雑踏警備業務1級
(1)に該当する者で、次のいずれかに該当するもの
ア 検定を受けようとする警備業務の種類について検定期間第4条に規定する2級の検定(以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
イ 奈良県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、検定を受けようとする警備業務の種類に係る1級検定受験資格認定書(以下「1級検定受験資格認定書」という。)の交付を受けたもの

5 検定申請手続

検定を受けようとする者(本人に限る。以下「検定申請者」という。)は、次によ
り申請を行うこと。
(1) 申請期間
平成19年8月16日(木)から同月28日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(定員になり次第受付を終了する。)

(2) 申請場所

ア 奈良県内に住所を有する者
住所地を管轄する警察署の生活安全課(係)

イ 奈良県内の営業所に所属する警備員
所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課(係)

(3) 提出書類

次の書類を検定申請者が(2)の場所に直接持参して申請すること。
なお、申請に当たっては、運転免許証等顔写真がらう付けされた身分証明書類を提示すること。
ア 検定申請書 1通
イ 写真 2葉
申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの
ウ 次の書類のうち該当するもの 1通

(ア) 奈良県内に住所を有する者であつては、住所地を表明する書面
(イ) 奈良県内の営業所に所属する警備員にあつては、奈良県内の営業所に所属することを表明する書面

(ウ) 奈良県内に住所を有する者であつて奈良県内の営業所に所属する警備員にあつては、(ア)又は(イ)に掲げる書面
エ 貴重品運搬警備業務1級及び雑踏警備業務1級の検定申請者にあつては、次の書面のうち該当するもの

(ア) 4の2のイに掲げる者にあつては、2級検定(検定を受けようとする警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各1通
(イ) 4の2のイに掲げる者にあつては、1級検定受験資格認定書の写し 1通

6 検定手数料

次に掲げる検定に係る警備業務の種類及び級に応じて、それぞれ次に定める金額を
検定申請のときに奈良県収入証紙で納付すること。
(1) 貴重品運搬警備業務1級及び2級 16,000円
(2) 雑踏警備業務1級及び2級 13,000円

7 その他

(1) 4の2のイに掲げる者に係る認定の手続
ア 認定を受けようとする者は、平成19年8月6日(月)から同月10日(金)までの午前9時から午後5時までの間に、奈良県警察本部生活安全課生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に申請を行うこと。
イ 提出書類等については、事前に生活安全企画課まで電話(電話番号0742-23-0110内線3043)により問い合わせること。
(2) 受験票は、検定当日までに検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(3) 問い合わせ先

ア 生活安全企画課
イ 奈良県内の各警察署生活安全課(係)

奈良県公安委員会告示第80号

警備業法(昭和47年法律第117号、以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号、以下「講習規則」という。)第6条の規定による警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成19年7月27日

奈良県公安委員会

委員長 永田 正利

1 講習に係る警備業務の区分 実施期日等

講習に係る警備業務の区分	実施期日	実施時間	定員
法第2条第1項第1号の警備業務(以下「1号警備業務」という。)	平成19年9月18日(火)から同月21日(金)までの4日間	午前9時から午後5時まで	10名
法第2条第1項第2号の警備業務(以下「2号警備業務」という。)	平成19年10月10日(水)から同月12日(金)までの3日間	午前9時から午後5時まで	10名

各講習とも初日は、午前9時30分から午前9時50分まで受付を行い、午前10時から実施するものとする。

2 実施場所

奈良県大和高田市幸町2番33号

財団法人 奈良県広域地域産業振興センター

3 受講対象者

受講対象者は、受講申込みを行う日において、受講を希望する講習に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれか

に該当するものとする。

- (1) 最近5年間に受講を希望する講習に係る警備業務の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の規定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号、以下「規定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定期間第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (4) 検定期間附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号、以下「旧検定期間」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定期間第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

4 受講申込手続

(1) 受講の事前申請

ア 事前申請の方法

講習を受けようとする者は、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に対し、電話(受付電話番号0742-23-0110内線3043)による事前申請を行い、講習受理番号を取得すること。なお、この申請は、受講者本人による先着順とし、定員に限り次第受付を終了する。

イ 事前申請期日等

講習に係る警備業務の区分	事前申請期日	受付時間

1号警備業務	平成19年8月6日(月)から同月10日(金)まで	午前9時から午後5時まで
2号警備業務	平成19年8月13日(月)から同月17日(金)まで	午前9時から午後5時まで

(2) 受講の申込み

ア 申込期日等

講習に係る警備業務の区分	申込期日	申込時間
1号警備業務	平成19年8月27日(月)から同月31日(金)まで	午前9時から午後5時まで
2号警備業務	平成19年9月20日(水)から同月27日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)	午前9時から午後5時まで

イ 申込場所

奈良県内の各警察署生活安全課(係)。ただし、奈良県外に居住する者にあつては、生活安全企画課においても申込みを行うことができる。

ウ 提出書類

次の書類を受講者本人又はその代理人がその場所に直接持参して受講を申し込むこと。この場合において、(1)により取得した講習受理番号を受付担当者に申し出ること。

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(申込書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼り付けたもの) 1通
- (イ) 3の受講対象者に該当することを疎明する次のいずれかの書面

a 3の1に該当する者については、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 各1通

b 3の2に該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し 1通

c 3の3に該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

d 3の4に該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し 1通

e 3の5に該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

(ウ) 受講者が交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し 1通

(エ) 代理人の受講申込みを行う場合にあつては、受講者本人の委任状 1通

5 講習手数料

次に掲げる講習に係る警備業務の区分に応じて、それぞれ次に定める金額を受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。

(1) 1号警備業務 23,000円

(2) 2号警備業務 14,000円

6 講習業務の委託

本講習は、社団法人奈良県警備業協会(奈良市法華寺町124番地の1)に委託して実施する。

7 その他

(1) 携行品
筆記具及び昼食

(2) 問い合わせ先

ア 奈良県内の各警察署生活安全課(係)

イ 生活安全企画課

に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習(特別措置講習)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により公示する。

平成19年7月27日

奈良県公安委員会
委員長 永田正利

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日等

講習に係る警備業務の区分	実施期日	実施時間	定員
法第2条第1項第1号の警備業務(以下「1号警備業務」という。)	平成19年9月18日(火)から同月21日(金)までの4日間	午前9時から午後5時まで	30名
法第2条第1項第2号の警備業務(以下「2号警備業務」という。)	平成19年10月10日(水)から同月12日(金)までの3日間	午前9時から午後5時まで	30名
法第2条第1項第4号の警備業務(以下「4号警備業務」という。)	平成19年10月2日(火)及び同月3日(水)の2日間	午前9時から午後5時まで	30名

各講習とも初日は、午前9時30分から午前9時50分まで受付を行い、午前10時から実施するものとする。

2 実施場所

奈良県大和高田市幸町2番33号
財団法人 奈良県広域地域産業振興センター

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第1条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者

4 受講申込手続

(1) 受講の事前申請

ア 事前申請の方法

講習を受けようとする者は、奈良県警察本部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に対し、電話(受付電話番号0742-23-0110内線3043)による事前申請を行い、講習受理番号を取得すること。

なお、この申請は、受講者本人による先着順とし、定員になり次第受付を終了する。

イ 事前申請期日等

講習に係る警備業務の区分	事前申請期日	受付時間
1号警備業務(金)まで	平成19年8月6日(月)から同月10日(金)まで	午前9時から午後5時まで
2号警備業務(金)まで	平成19年8月13日(月)から同月17日(金)まで	午前9時から午後5時まで
4号警備業務(金)まで	平成19年8月13日(月)から同月17日(金)まで	午前9時から午後5時まで

(2) 受講の申込み

ア 申込期日等

講習に係る警備業務	申込期日	申込時間
講習に係る警備業務	申込期日	申込時間

奈良県公安委員会告示第81号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号

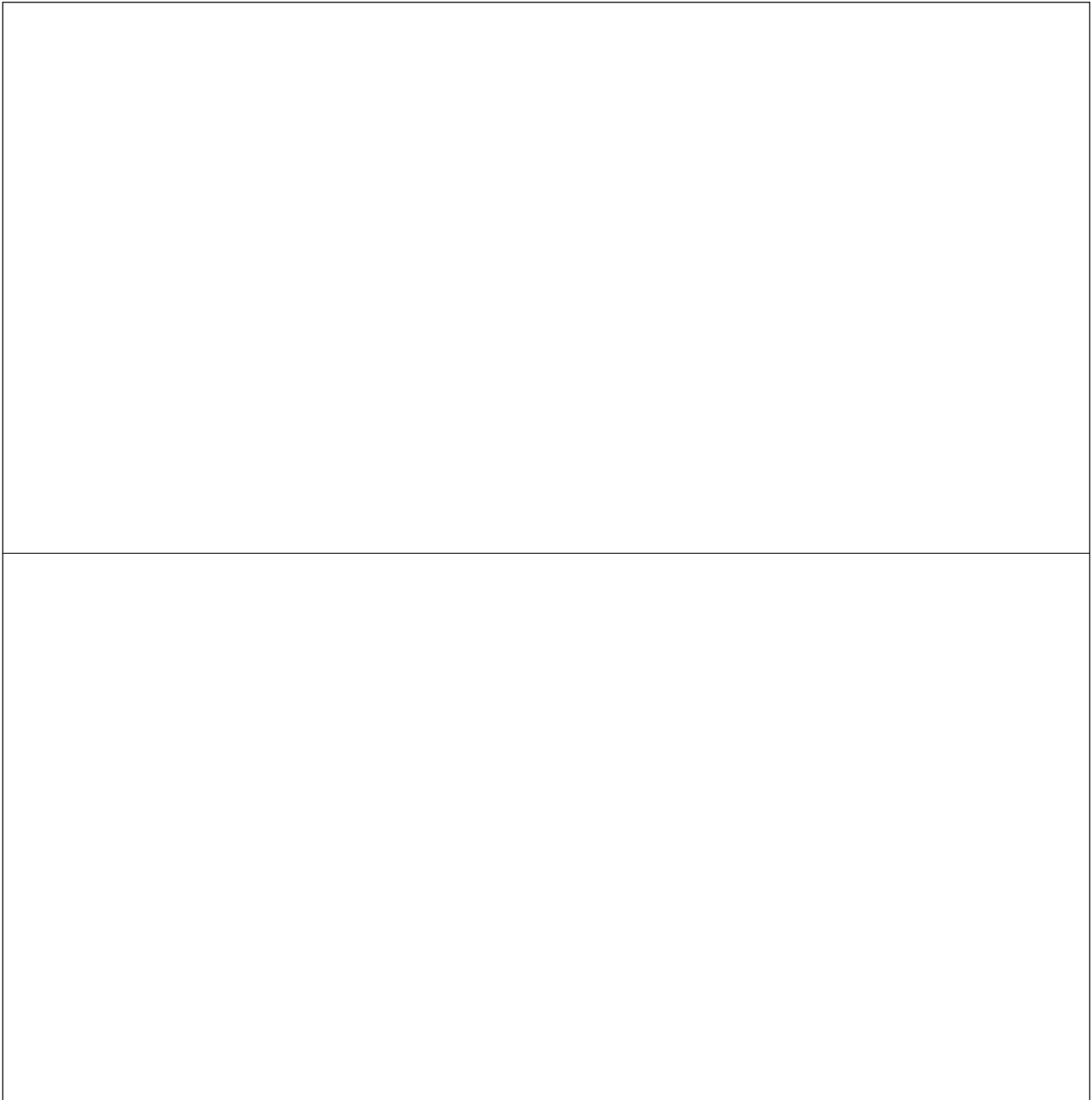
<p>業務の区分</p> <p>1号警備業務 平成19年8月27日(月)から同月31日(金)まで</p> <p>2号警備業務 平成19年9月20日(木)から同月27日(木)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)</p> <p>4号警備業務 平成19年9月10日(月)から同月14日(金)まで</p>	<p>6 講習業務の委託 本講習は、社団法人奈良県警備業協会(奈良市法華寺町124番地の1)に委託して実施する。</p> <p>7 その他 (1) 携行品 筆記用具及び昼食 (2) 問い合わせ先 ア 奈良県内の各警察署生活安全課(係) イ 生活安全企画課</p> <p>奈良県公安委員会告示第82号 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号に規定する技能検定に関する技能及び知識に関する審査(以下「技能検定員審査」という。)並びに同法第99条の3第4項第1号に規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関する審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条及び同規則第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により公示する。 平成19年7月27日 奈良県公安委員会 委員長 永田 正利</p>	<p>(10) 技能検定員審査及び教習指導員審査(普通二種)</p> <p>2 実施日時及び審査項目 (1) 実施日時 平成19年9月18日(火)から同月20日(木)までの間において奈良県公安委員会が指定する日時 (2) 審査項目 ア 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識 イ 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識</p> <p>3 実施場所 奈良県豊原市高本町120番地の3 奈良県警察本部交通部運転免許課</p> <p>4 携行品 運転免許証、鉛筆及び消しゴム</p> <p>5 申請手続及び受付期間 (1) 審査申請書の交付 奈良県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)において交付する。 また、封筒の表に「審査申請用紙請求」と朱書きし、80円切手をはったうえで光明記の返信用封筒を同封の上、運転免許課まで郵送し、交付を受けることもできる。</p> <p>(2) 申込み方法 審査申請書に必要事項を記入し、所定の写真をらよう付した上、直接、運転免許課に提出すること。この際、受けよとする審査に用いる自動車を運転することができる免許に係る「運転免許証」を提示すること。</p> <p>なお、技能検定員審査等に関する規則第17条に該当する者については、その旨を証明する書面の写しを添付すること。</p> <p>(3) 受付期間 平成19年9月3日(月)から同月7日(金)までの午前9時から午後5時まで</p> <p>6 審査手数料</p>
<p>イ 申込場所 奈良県内の各警察署生活安全課(係)。ただし、奈良県外に居住する者については、生活安全企画課においても申込みを行うことができる。</p> <p>ウ 提出書類 次の書類を受講者本人又はその代理人がその場所に直接持参して受講を申し込むこと。この場合において、(1)により取得した講習受理番号を受付担当者に申し出ること。</p> <p>(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(申込書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚をばり付けたもの) 1通</p> <p>(イ) 旧資格者証の写し 1通</p> <p>(ウ) 代理人が受講申込みを行う場合にあつては、受講者本人の委任状 1通</p> <p>5 講習手数料 次に掲げる講習に係る警備業務の区分に応じて、それぞれ次に定める金額を受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。</p> <p>(1) 1号警備業務 23,000円 (2) 2号警備業務 14,000円 (3) 4号警備業務 10,000円</p>	<p>1 実施する技能検定員審査及び教習指導員審査の種類</p> <p>(1) 技能検定員審査及び教習指導員審査(大型) (2) 技能検定員審査及び教習指導員審査(中型) (3) 技能検定員審査及び教習指導員審査(普通) (4) 技能検定員審査及び教習指導員審査(大特) (5) 技能検定員審査及び教習指導員審査(大自二) (6) 技能検定員審査及び教習指導員審査(普自二) (7) 技能検定員審査及び教習指導員審査(準引) (8) 技能検定員審査及び教習指導員審査(大型二種) (9) 技能検定員審査及び教習指導員審査(中型二種)</p>	

奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第10条に定める額とする。

7 その他

申請手続についての問い合わせは、運転免許課（電話番号0744-25-5224）に行うこと。

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―二三―二〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二―三五―七三三代

本誌は再生紙を使用しています。